

高知県非住宅建築物木造化促進事業実施要領（新旧対照表）

新	旧
<p>高知県非住宅建築物木造化促進事業実施要領</p>	<p>高知県非住宅建築物木造化促進事業実施要領</p>
<p>第1条～第10条「略」</p>	<p>第1条～第10条「略」</p>
<p>附 則 この要領は、平成28年3月23日から施行する。</p>	<p>附 則 この要領は、平成28年3月23日から施行する。</p>
<p>附 則 この要領は、平成29年4月6日から施行する。</p>	<p>附 則 この要領は、平成29年4月6日から施行する。</p>
<p>附 則 この要領は、平成30年4月6日から施行する。</p>	<p>附 則 この要領は、平成30年4月6日から施行する。</p>
<p>附 則 この要領は、平成31年3月29日から施行する。</p>	<p>附 則 この要領は、平成31年3月29日から施行する。</p>
<p>附 則 この要領は、令和2年3月23日から施行する。</p>	<p>附 則 この要領は、令和2年3月23日から施行する。</p>
<p>附 則 この要領は、令和3年3月22日から施行する。</p>	<p>附 則 この要領は、令和3年3月22日から施行する。</p>
<p>附 則 この要領は、令和4年3月31日から施行する。</p>	<p>附 則 この要領は、令和4年3月31日から施行する。</p>
<p>附 則 この要領は、令和5年3月23日から施行する。</p>	<p>附 則 この要領は、令和5年3月23日から施行する。</p>
<p>附 則 この要領は、令和6年3月21日から施行する。</p>	<p>附 則 この要領は、令和6年3月21日から施行する。</p>
<p>附 則 この要領は、令和7年4月2日から施行する。</p>	<p>附 則 この要領は、令和7年4月2日から施行する。</p>
<p><u>附 則</u> <u>この要領は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p><u>「追加」</u></p>

新

様式

(別紙)～(別添) 「略」
事業区分1～事業区分2 「略」

事業区分3：非住宅建築物の木造化・木質化
事業区分4：軟弱地盤対策

1 事業概要

施設名 (住所)				
用途				
構造				
階数				
延べ面積 (m ²)				
木質化面積 (m ²)				
JAS構造材使用箇所、 使用量 (m ³)				
内外装材使用量 (m ³)				
プレカット加工費				
県産材使用量 (m ³) (※JAS構造材以外の県産材を含む)				
基礎丸太杭使用本数	本 (m杭 本、 m杭 本)			
整備内容 (目的、効果等)				
事業予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
上限加算の有無	有 (3者協定 高知県環境不動産) ・ 無			
事業費の負担区分 (単位：千円)	事業費 (消費税込)	補助対象事業費	県補助金	その他

2 添付資料

- ・設計書及び図面等整備内容が確認できる資料
- ・見積書その他事業費を確認することができる資料
- ・木拾い表又は木材積算書等の木材使用量を確認することができる資料

(注)1 県産材使用量については、対象となる建築物（基礎丸太杭の木材使用量を除く）の木材使用量を記入してください。

2 基礎丸太杭使用本数は、規格毎の長さ、本数を括弧に記入してください。

旧

様式

(別紙)～(別添) 「略」
事業区分1～事業区分2 「略」

事業区分3：非住宅建築物の木造化・木質化
事業区分4：軟弱地盤対策

1 事業概要

施設名 (住所)				
用途				
構造				
階数				
延べ面積 (m ²)				
木質化面積 (m ²)				
JAS構造材使用箇所、 使用量 (m ³)				
内外装材使用量 (m ³)				
プレカット加工費				
県産材使用量 (m ³) (※JAS構造材以外の県産材を含む)				
基礎丸太杭使用本数	本 (m杭 本、 m杭 本)			
整備内容 (目的、効果等)				
事業予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
上限加算の有無	有 (3者協定 高知県環境不動産) ・ 無			
事業費の負担区分 (単位：千円)	事業費 (消費税込)	補助対象事業費	県補助金	その他

2 添付資料

- ・設計書及び図面等整備内容が確認できる資料
- ・見積書その他事業費を確認することができる資料

(注)1 県産材使用量については、対象となる建築物（基礎丸太杭の木材使用量を除く）の木材使用量を記入してください。

2 基礎丸太杭使用本数は、規格毎の長さ、本数を括弧に記入してください。